○国土交通省告示第六百七十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　区間　供用開始の期日

山陽自動車道　神戸市北区有野町二郎字堂垣内八九一番四から同市北区八多町中字坂本山六二三番一まで　平成二十八年四月二十日十三時

○国土交通省告示第六百八十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第二号及び第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十八年四月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

1　登録番号　補・第1―㈢号
一　登録養成施設の名称　国土交通大学校
二　登録養成施設の長の氏名　森下　憲樹
三　変更後の登録養成施設の長の氏名　森下　憲樹
四　変更年月日　平成二十八年四月一日

2　登録番号　補・第4―㈢号
一　登録養成施設設置者の名称　学校法人　中央工学校
二　変更後の法人である場合の代表者の氏名　堀口　一秀
三　変更後の法人である場合の代表者の氏名　堀口　一秀
四　変更年月日　平成二十七年八月二十五日

3　登録番号　士・第2―㈡号
一　登録養成施設設置者の名称　学校法人　中央工学校
二　変更後の法人である場合の代表者の氏名　堀口　一秀
三　変更後の法人である場合の代表者の氏名　堀口　一秀
四　変更年月日　平成二十七年八月二十五日

○東北地方整備局告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　仙塩広域都市計画公園事業六・五・一宮城野原運動公園
三　事業施行期間　自平成二十八年四月十九日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　宮城県仙台市宮城野区宮城野三丁目地内
使用の部分　宮城県仙台市宮城野区宮城野三丁目地内

○九州地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

九州地方整備局長　小平田浩司

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二百二十号及び四百四十八号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮崎県児湯郡都農町大字川北字新別府一四三二番一から同町大字川北字新別府下原一九四九番一まで	前	一一・一〇～一九・七〇メートル	〇・二七〇キロメートル
	後	一二・八〇～二一・〇〇メートル	〇・二七〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

九州地方整備局長　小平田浩司

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二百二十号及び四百四十八号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日南市大字富土字塩屋平三七八八番一地内	前	一八・九三～三五・七五メートル	〇・〇七〇キロメートル
	後	二八・三二～五六・三七	〇・〇七〇
日南市大字平野字池ケ山大谷六六四六番一から同市大字隈谷字池ケ山甲二二一六番四まで	前	九・五三～三二・一七	〇・一七七
	後	一六・九八～四九・八九	〇・一七七
日南市大字隈谷字山王川上甲二一三四番一地内	前	三一・一六～四八・二七	〇・〇四八
	後	三八・〇〇～五七・二七	〇・〇四八
日南市大字隈谷字山王甲二四七四番一から同市大字隈谷字山王坂甲二四一二番二まで	前	三二・九七～四四・三九	〇・〇八八
	後	三六・三二～五二・五八	〇・〇八八

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

四月十五日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

四月十五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

議案提出

四月十五日議員から提出した議案は次のとおりである。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（今井雅人外二名提出）
衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（細田博之外四名提出）

又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

議案受領

四月十五日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案
又同日参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月十五日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査）
航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査）
又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案